

## 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り依頼公告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せを行うので、公告する。

記

## 1. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せに付する事項

## (1) 工 事 件 名 及 び 工 事 場 所

地 区	工 事 件 名	工 事 場 所
1	令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事《建築 和歌山 北部地区》	和歌山県和歌山市砂山南3丁目1-65 ほか
2	令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事《建築 和歌山 中部地区》	和歌山県田辺市朝日ヶ丘8-20 ほか
3	令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事《建築 和歌山 南部(串本)地区》	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1076-2
4	令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事《建築 和歌山 南部(新宮)地区》	和歌山県新宮市清水元1丁目5-70

(注) 見積り合せ及び落札後の契約は地区ごとに行う。

(2) 工 事 概 要 工事場所の合同宿舎における建築一式工事に該当する単価契約修繕工事

(3) 契 約 工 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日

## 2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 全地区とも、令和5・6年度財務省近畿地区競争参加資格審査において、次のとおり等級決定された者で、責任を持って工事を完成できる者であること。

(業種区分) 建築一式工事 (決定等級) B~D

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

(5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る、直接的、かつ、恒常的な雇用関係のある主任技術者になり得る技術者を工事現場に配置することができる者であること。

(7) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(9) 下記3の(2)の見積り合せ参加申込みを行い、かつ、仕様書等の交付を受けた者で、見積り合せ参加資格の審査に合格した者であること。

## 3. 契約条項を示す場所及び見積り合せ参加申込みに関する事項

## (1) 契約条項を示す場所及び仕様書等の閲覧場所

和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎6階

近畿財務局 和歌山財務事務所管財課(宿舎班) 電話 073-422-6144(直通)

## (2) 見積り合せ参加申込み(証明書等の提出)

見積り合せ参加希望者は、「見積り合せ参加申込書」及び証明書等を(1)の場所へ持参又は郵送(簡易書留)で提出の上、「見積り合せ参加受付票」の交付を受けること。また、見積り合せ参加申込みを終えた者は、仕様書等の交付を受けること。なお、「見積り合せ参加受付票」及び仕様書等を郵送で受け取る場合は、返信用の封筒(宛名記載、切手貼付)を提出すること。

証 明 書 等 : 上記2の(1)に係る等級決定通知書の写し。

上記2の(1)に記載の業種区分に該当する総合評定値Pに記載のある直近の総合評定値通知書の写し。

上記2の(6)を証する資料として、配置予定技術者申請書(別紙1)及び資格者証の写し。「指名停止等に関する申出書」(別紙2)、「誓約書(その1)」(別紙4)、「誓約書(その2)」(別紙5)、及び「役員等名簿」(別紙6)。

受 付 期 間 : 令和7年2月5日(水曜日) から 令和7年2月17日(月曜日)

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める日を除く。)(受付時間 9時~12時 13時~16時30分)

## (3) 仕様書等の閲覧

(1)の場所にて公告日より 令和7年2月17日(月曜日)まで閲覧に供する。

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める日を除く。)(受付時間 9時~12時 13時~16時30分)

## (4) 見積り合せ参加資格の確認

見積り合せ参加資格の審査結果は、令和7年2月18日(火曜日)「不合格」となった場合のみ書面にて通知する。

なお、審査結果が「不合格」の場合には、見積り合せに参加できない。

## 4. 見積り合せ事項等説明及び見積り合せの日時及び場所

## (1) 現 場 説 明 省 略

(2) 見 積 書 受 領 期 間 日 時 : 全地区とも 自 令和7年2月25日(火曜日) (受領時間 9時から12時 13時から16時30分)

至 令和7年3月7日(金曜日) 16時30分必着

(3) 見 積 り 合 せ 日 時 : 全 地 区 令和7年3月10日(月曜日) 9時30分 から順次実施

場 所 : 和歌山財務事務所会議室

5. 契約保証金 : 免除。なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に令和7・8年度財務省近畿地区競争参加資格を有していることを条件とする。

## 6. 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った見積書の提出、見積り合せ参加申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者が行った見積書の提出、及び見積りに関する条件に違反した見積書の提出は無効とする。

なお、見積書提出の際に見積金額の内訳を記載した「工事費内訳書」の提出が必要となるが、当該工事費内訳書の提出が無い場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該見積書は無効とする。

## 7. 見積書の記載金額について

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積書には、見積り合せ参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

## 9. その他

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を定める。このとき、くじを引かない者がある場合は、当局の立会者が代わってくじを引くものとする。

以 上

令 和 7 年 2 月 5 日

分任支出負担行為担当官

近畿財務局和歌山財務事務所長 塩 士 泰 啓

## 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せ説明書

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所
  - (1) 契約担当官等 分任支出負担行為担当官 近畿財務局 和歌山財務事務所長 塩 士 泰 啓
  - (2) 所属する部局 近畿財務局和歌山財務事務所
  - (3) 所在地 〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎6階
2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せに付する事項  
随意契約・オープンカウンタ方式による見積り依頼公告(以下「見積り依頼公告」という。)のとおり。
3. 契約事項を示す場所及び見積り合せ参加申込み等について
  - 場所： 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎6階 和歌山財務事務所 管財課(宿舎班)  
電話 073-422-6144 (直通)
  - 申込： 見積り合せ参加希望者は、見積り依頼公告にある受付期間内に「見積り合せ参加申込書」及び証明書等を上記の場所へ、持参又は郵送(簡易書留)で提出の上、「見積り合せ参加受付票」の交付を受けること。また、見積り合せ参加申込みを終えた者は、仕様書等の交付を受けること。なお、「見積り合せ参加受付票」及び仕様書等を郵送等で受け取る場合は、返信用の封筒(宛名記載、切手貼付)を提出すること。
4. 質問書の提出
  - (1) 仕様書等に関し質疑等がある場合は、次の方法により質問すること。  
質問書(任意様式)を作成し、以下の期限までに、上記3の場所へ持参、又は郵送(メール可)により提出すること。  
令和7年2月19日(水) 16:00
  - (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供するので、内容については、見積り書の提出までに必ず確認すること。なお、希望者には写しを交付するので申し出ること。
    - ① 閲覧・交付日時  
令和7年2月21日(金) 15:00 ~
    - ② 閲覧・交付場所  
上記3の場所
    - ③ 見積り合せ参加者で電子メールでの送信を希望する場合  
メールアドレス wakayama-kanzaika@kk.lfb-mof.go.jp 宛に、2月19日(水)までに下記のとおり送信希望メールを送信し、着信を確認すること。  
(※「lfb-mof」→エル・エフ・ピー・ハイフン・エム・オー・エフ)  
メール表題： 「令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事」 回答書希望 と記載  
メール本文： 見積り合せ参加者氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)、連絡先を記載  
なお、希望者のメールソフトの設定等により、当局とのメール送受信ができない場合は、閲覧又は写しの交付を受けること。
  - (3) 仕様書等以外(見積り書及び契約手続)に関する事項の問い合わせ。  
上記3に問い合わせること。
5. 見積り合せの実施方法
  - (1) 共通事項
    - ① 見積り合せに参加しようとする者は、見積り依頼公告、見積り合せ説明書及び仕様書等を十分承知すること。  
また、見積り合せ日(令和7年3月10日)に出席予定の者は、事前に電話連絡すること。
    - ② 提出した見積り書等の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
    - ③ 見積り合せ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
  - (2) 見積り書等の提出  
見積り書等は、次の方法により提出し、見積り書等の審査に合格しなければならない。
    - ① 見積り書等は、見積り依頼公告4(2)に定める見積り書提出期間内に指定する場所へ、持参又は郵送(簡易書留)にて提出すること。
    - ② 見積り書等は封筒に入れ、表面に氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)及び『3月10日 見積り合せ 「令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事」《〇〇和歌山 〇〇地区》 見積り書在中』と記載すること。
  - (3) 見積り書の要件  
次の各号に該当する見積り書は無効とする。
    - ① 見積り依頼公告2に定める見積り合せに参加する者に必要な資格のない者及び見積り合せに関する条件に違反した者の提出した見積り書。
    - ② 見積り合せに参加する場合において、次の各号に該当する見積り書。
      - イ. 見積り金額、見積り合せ参加者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)の記載及び見積り合せ参加者の押印のない見積り書。
      - ロ. 見積り金額の記載が明確でない見積り書。
      - ハ. 見積り金額の記載を訂正した見積り書であって、その訂正について見積り合せ参加者の印を押ししていない見積り書。
      - ニ. 見積り合せ参加者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)が明確でない見積り書。
      - ホ. 見積り書の日付が明確でない、あるいは見積り書受領期限より後の日付が記載されている見積り書。

- ③ 見積書に係る工事費内訳書が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、原則として当該見積書を提出した者の見積書は無効とする。
- イ. 未提出である場合（未提出であると同視できる場合を含む）
    - a. 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
    - b. 内訳書とは無関係な書類である場合
    - c. 白紙である場合
    - d. 内訳書が特定できない場合
    - e. 他の見積り合せ参加者の内訳書の様式を入手し、使用している場合
  - ロ. 記載すべき事項が欠けている場合
    - a. 内訳の記載がない場合
    - b. 見積り合せ説明書等により指示された項目を満たしていない場合
  - ハ. 他の工事の内訳書が添付されていた場合
  - 二. 記載すべき事項に誤り等がある場合
    - a. 発注者名に誤りがある場合
    - b. 見積り合せ工事件名に誤りがある場合
    - c. 見積り合せ参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）のない、又は誤りがある場合
    - d. 内訳書の総額と入札金額に相違がある場合
  - ホ. 交付した内訳書以外の様式が添付されていた場合
  - ヘ. その他不備がある場合

#### 6. 見積り合せの実施

- ① 見積り合せは、見積依頼公告4（3）に定める日時に実施する。
- ② 第1回目の見積り合せが不落となった場合、再度見積り合せを実施する。その場合、見積書の再提出日時等については電話にて連絡する。
- ③ 落札となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を定める。このとき、くじを引かない者がある場合は、当局の立会者が代わってくじを引くものとする。

#### 7. その他

- (1) 見積り合せ及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金  
免除。なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に令和7・8年度財務省近畿地区競争参加資格を有していることを条件とする。
- (3) 契約条項  
「契約書（案）」による。
- (4) 支払いの条件  
「契約書（案）」による。
- (5) その他
  - ① 本件見積り合せに係る提出書類等の作成等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
  - ② 仕様書等の書類は、必ず交付期間内に交付を受けること。
  - ③ 申請書等及び添付資料等に不備があった場合は、見積り合せ参加申込みがなかったものとして取り扱うことがある。
  - ④ 見積書に記載する会社名・代表者氏名欄については、支店名・支店長名での記名押印は不可としますので注意すること。  
また、見積り合せ参加申込みに係る下記提出書類（別紙2及び4～5）の会社名・代表者氏名欄については、令和5・6年度財務省近畿地区競争参加資格審査により通知した、等級決定通知書に記載されている会社名及び代表者氏名を記名押印の上、提出すること。なお、会社名及び代表者氏名の変更届済の場合はこの限りでない。
    - ・（別紙2）「指名停止等に関する申出書」
    - ・（別紙4）「誓約書（その1）」
    - ・（別紙5）「誓約書（その2）」
  - ⑤ 本件見積り合せに係る契約は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合は、令和7年度予算が令和6年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和7年4月1日となる。

# 見積り合せ参加申込書

受付番号 \_\_\_\_\_

工事件名 : 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事

《

和歌山

部地区》

上記業務の見積り合せ参加を申し込みます。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

申込者: 住 所

ふりがな

会社名 \_\_\_\_\_

担当者名

連絡先

受 付  
印

## 見積り合せ参加受付票

工事件名 : 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事

《

和歌山

部地区》

上記業務の見積り合せ参加申込みを受付けしました。

令和 年 月 日

商号又は名称 : \_\_\_\_\_ 殿

近畿財務局和歌山財務事務所管財課

### 注 意 事 項

- この受付票は、見積書提出の際に提出すること。(ただし、失念した場合は後日提出すること。)なお、見積書を郵送する場合は、同封しておくこと。
- 質問等については、見積り合せ説明書に明記された期限までに提出すること。
- 受付受理後、当局の審査において競争参加資格が不合格であると判断したものは別途文書で通知する。

令和 年 月 日

## 配置予定技術者申請書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

工事件名： 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事 &lt; \_\_\_\_\_ 和歌山 \_\_\_\_\_ 地区 &gt;

\* 該当する業務及び地区を記入してそれぞれに提出すること。

フリガナ	
氏 名	
入社年月	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 入社
資格名	

※以下の資料を添付すること。

- ① 資格者証の写し
- ② 監理技術者の場合は、監理技術者資格証（両面記載の場合は表面・裏面）及び監理技術者講習修了証の写し（資格証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は不要）
- ③ 配置予定技術者と見積り合せ参加者と、直接的かつ恒常的な雇用関係にある期間が、見積り合せ参加申込以前3か月以上であることが証明できる証（保険証等）の写し
- ④ 実務経験をもって資格要件とする場合は、別添「実務経歴書」

（注）病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、見積り合せ参加申込後の技術者の変更は認めない。

別 添

## 実 務 経 歴 書

氏 名	
最終学歴	(注) 学科まで記入すること。

期 間	工 事 名 称	役 職	備 考
年 月 ～ 年 月			

(注1) 従事した期間（各工事の期間が重複しないよう注意）の累計が必要経験年数を満たすように記載（適宜様式を追加）すること。

(注2) 現在の所属と異なる会社での実績の場合は、備考欄に会社名を記入する。

令和 年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

分任支出負担行為担当官

近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

住 所

氏 名

又は  
会 社 名

代表者氏名

令和7年度合同宿舎単価契約修繕工事《\_\_\_\_\_和歌山\_\_\_\_\_部地区》

の見積り合せに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本見積り合せには参加いたしません。

## 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

印

当社は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

- 委任事項 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事 < \_\_\_\_\_ 和歌山 \_\_\_\_\_ 地区 >  
に係る見積り合せに関する一切の権限
- 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
( 委 任 日 ) から ( 見 積 り 合 せ 日 )

以 上

## 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代理人氏名 ⑩

復代理人 住 所

所属（役職名）

復代理人氏名 ⑩

私は \_\_\_\_\_ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

- 委任事項 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事 < \_\_\_\_\_ 和歌山 \_\_\_\_\_ 地区 >  
に係る見積り合せに関する一切の権限
- 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
( 委 任 日 ) から ( 見 積 り 合 せ 日 )

以 上

## 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人 住 所

所属(役職名)

代理人氏名

印

当社は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事 < \_\_\_\_\_ 和歌山 \_\_\_\_\_ 地区 >  
に係る見積り合せに関する一切の権限  
及び復代理人選任に関する権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
( 委 任 日 ) から ( 見 積 り 合 せ 日 )

以 上

令和 年 月 日

## 誓 約 書 (その1)

分任支出負担行為担当官  
近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名  
(担当者氏名・連絡先)  
メールアドレス

当社は、下記業務に係る見積り合せ参加あるいは業務請負に関連して以下の事項を誓約します。

- 1 近畿財務局和歌山財務事務所(以下「当局」という。)から交付された設計図書等(電子データを含む。)により知り得た一切の情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等において、その秘密性を守り、本件見積り合せ参加及び本件業務以外の目的で使用、情報の漏洩等しないこと。
- 2 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
- 3 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

### 記

令和7年度合同宿舍単価契約修繕工事 < \_\_\_\_\_ 和歌山 \_\_\_\_\_ 地区 >

\* 該当する業務及び地区を記入してそれぞれに提出すること。

※仕様書等交付の際に必ず持参すること。

## 誓 約 書 (その2)

 私 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

分任支出負担行為担当官

近畿財務局和歌山財務事務所長 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※添付資料：役員等名簿

